

イクボス・ファミボス養成塾実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の企業、団体等（以下「企業等」という。）が県内で開催する、イクボス・ファミボスをはじめワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修等（イクボス・ファミボス養成塾）の講師派遣に係る支援を行うことで、イクボス・ファミボスの普及拡大を図ることを目的とする。

(支援の対象)

第2条 支援の対象は、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 社内研修にとどまらず、複数の企業等の経営者、管理職、人事・労務担当者を中心に、概ね20人以上が参加するもの。

(例：自社の取引企業や関連企業も参加できる研修、団体や協会が実施する会員・構成企業を対象とした研修など)

(2) 講義・講演、演習等を通し、イクボス・ファミボスの養成、ワーク・ライフ・バランスの推進につながるもの。

(例：経営戦略としてのイクボス・ファミボスの必要性、管理職に求められる意識や行動、企業等の取組事例紹介、仮説事例による課題解決など)

(3) 講師による講義・講演、演習等の時間が概ね1時間以上であるもの。

(申請)

第3条 支援を受けようとする企業等は、事業実施にあたり様式第1号により、鳥取県に申し込むものとする。

(対象経費)

第4条 実施に要する経費のうち、県は講師への謝金及び旅費について支援し、その他の経費については企業等の負担とする。

(事業実施)

第5条 県は企業等の準備した会場に講師を派遣して研修の実施を支援し、企業等は講師の手配以外の研修運営、会場準備、資料作成、参加者への広報等を原則行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は、県と企業等が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

鳥取県知事 様

組織の名称
組織の所在地
代表者職・氏名
電 話
E-mail

印

イクボス・ファミボス養成塾実施申込書

イクボス・ファミボス養成塾実施要領第3条の規定により、下記のとおり事業を実施したいので申し込みます。

記

1 事業の名称	
2 趣旨・目的	
3 実施日時・場所	
4 内容	
5 対象者・予定人数	
6 備 考	